

# 市営住宅補充入居者を募集します

現在、市営住宅に空き部屋はありませんが、平成18年度中に空き部屋が発生した際の補充入居者を、次の要領で募集します。  
受付期間内に申し込みをした人は、希望の団地ごとに抽選で入居順位を決定し、空き部屋の紹介を行います。

## 申し込み受付期間

3月29日(水)～4月11日(火)

## 申し込み受付場所

菊池市役所第3庁舎建設部住宅課(元公民館講堂) および、各総合支所建設課

## 申し込みを受け付ける市営住宅

- ・旧菊池市区域
- ・葉山、音町、北宮、音光寺、淵園、中町、袈裟尾
- ・旧七城町区域
- ・砂田、蛇塚、元村、林原、林原第2、流川
- ・旧旭志村区域
- ・あさひが丘、高柳、岩本
- ・旧泗水町区域
- ・朝日西、福本、田島、迫田

## 申し込み資格

- ①現在の、住宅に困窮していること
- ②同居する親族があること(婚姻者などを含みます)

約者などを含みます)

※単身入居の場合は、満60歳以上の入居

※ただし、法律改正の施行日(4月1日)より前において、昭和31年4月1日以前に生まれた50歳以上の人は、従来どおり入居可能です。

③税金などの滞納がないこと

④定められた収入基準内(世帯の月額所得の合計が20万円以下)であること

## 申し込みに必要な書類

- ・平成18年度市営住宅入居申込書、住宅状況申告書(菊池市役所に備えつけてあります)
- ・住民票の謄本(同居予定者全員分)
- ・平成17年度所得証明書(18歳以上の同居予定者全員分統柄が分かるもの)
- ※ただし、18歳以下で就職している人は必要。

・納税証明書(同居予定者で課税対象者全員分)

※退職予定の人、各種年金を受給している人、母子(父子)家庭の人、同居予定者が婚約者の人は、事前に申し出てください。

※平成18年度中に入居申し込みを提出している人も、新たに申し込みが必要となります。  
※今回の申し込み書類一式の有効期間は平成19年3月31日までとなります。

## 申し込み方法

必要書類などをすべて揃えて、入居希望団地3カ所を選定し、直接または郵送により受付期間内(期間最終日消印有効)に申し込んでください。

## 補充入居順位の選考

団地ごとの抽選により、平成18年度中に空き部屋が生じた場合の入居紹介順位を決定します。

## 抽選日時および場所

4月30日(日) 午前10時

菊池市総合体育館

サブアリーナ

※申込書その他書類などに虚偽の申告があった場合、入居申し込みは無効となりますので注意してください。

## 問い合わせ先

住宅課住宅係、各総合支所建設課

## 統計調査員を募集します

菊池市には統計調査員登録制度があり、調査員に登録すると、各種統計調査がある場合に、調査票の配布や回収などに従事する調査員をお願いしています。  
統計調査員は、随時募集しています。

**申し込み方法**  
申し込み用紙を統計調査係に準備していますので、電話で連絡するか、印鑑を持参して直接お越しください。

- 調査員の主な要件**
- ・原則として20歳以上の人
  - ・責任を持って調査員の事務ができる人で、調査員事務打合せ会などに出席できる人
  - ・調査上の秘密の厳守および個人の秘密の保護に関し信頼のおける人
  - ・税務、警察、選挙に直接関係のない人
- 問い合わせ先** 情報企画課統計調査係

## 配偶者などからの暴力を容認しない社会の実現を目指して

熊本県では、平成17年12月に「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定しました。

この計画により、配偶者などからの暴力を犯罪を含む重大な人権侵害と捉え、特に未然防止に力を入れるとともに、被害者の立場に立った相談から自立支援までの体制整備、子どもに対する取組など、8つの施策を柱に、配偶者などからの暴力を容認しない社会の実現を目指した

取組を進めていきます。  
**8つの施策**

- ・人権意識高揚のための教育・啓発の充実
- ・DV未然防止対策の強化
- ・被害者の立場に立った相談環境・体制の強化
- ・被害者の立場に立った一時保護体制の充実
- ・被害者の自立支援の充実
- ・子どもに対する取組の強化
- ・加害者更生等に向けた取組の検討
- ・関係機関団体との連携強化

**問い合わせ先** 熊本県男女共同参画・パートナーシップ推進課  
☎096(333)22887

## 菊池市民憲章、市木、市花および市鳥(案)のパブリック・コメント結果と市の考え方

菊池市民憲章、市木、市花および市鳥(案)について、市民の皆さんからの意見を募集しました。ご意見を頂いた概要と、それに対する市の考え方を次のとおり示します。

ご意見をお寄せ頂きありがとうございました。  
**募集期間** 2月15日(水)～2月28日(火)  
**ご意見数** 1件  
**ご意見の概要と市の考え方**

**(ご意見)**  
まちづくりの基本は市民一人ひとりが菊池市に誇りを持つことではないかと思えます。その意味で「誇り」という言葉を入れて欲しいと思えます。

**(上記についての市の考え方)**  
ご意見でもありましたとおり、まちづくりの基本とは、市民としての誇りがあって初めてより良いまちづくりができるものと考えます。

今回の案件は、5カ条全ての文末に「……まちをつくります」とあり「誇りを持って」という要素を読み取ることが出来ると思えます。

したがって、改めて「誇り」という言葉を文言に入れることはせず、案件のとおりとします。

**問い合わせ先** 新市調整室

### 菊池市奨学資金貸付の申請を受け付けます

菊池市奨学資金貸付の申請を次のとおり受け付けます。

**受付期間** 4月3日(月)～4月28日(金)

**対象者**

- ・菊池市内に1年以上在住している人または1年以上在住している人の子ども(合併前の菊池市、七城町、旭志村、泗水町に在住していた期間を含みます)
- ・高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院または各種専修学校に在学している人

**経済的理由で就学困難な人**  
・日本学生支援機構その他奨学金の支給または貸付けを受けていない人

**提出書類**

- ・奨学資金貸付申請書
- ※申請書は教育総務課および各分室教育課に準備してあります。
- ・住民票(世帯全員が記載されているもの)
- ・世帯全員の所得証明書
- ・在学証明書または合格通知書

### し尿を汲取り収集している家庭へのお願い


菊池総合支所管内および泗水総合支所管内でし尿を汲取りしている家庭は、市の計画収集に基づき、汲取り収集を実施しています。

また、七城総合支所管内および旭志総合支所管内でし尿を汲取りしている家庭は、今後、定期的な市の計画収集方式に移行したいと考えていますので、協力をお願いします。  
※し尿汲取り計画収集予定表などの詳細は、後日、各総合支所管内ごとにお知らせします。

**問い合わせ先** 環境課、各総合支所民生課

### 泣いている犬やねこがいます

## 飼い主の皆さん、最後まで責任を持って世話をしてください



**犬の放し飼いはやめましょう**  
放された犬により咬傷事故が多く発生しています。散歩のときや夜もつないで飼いましょう。また、小さい犬でも放し飼いをすると子どもがかわがり、事故のもとにもなります。

**ふんの始末は飼い主の責任です**  
犬やねこのふんにより、公園や砂場が汚染されています。散歩に行くときは、ふんの後始末ができるものを持参し、責任をもって適正に処理しましょう。

**犬・ねこなどを捨てないで**  
最後まで責任をもって飼いましょう。捨てられた犬・ねこは、のら犬・のらねことなり、不幸な一生を送ることになります。

犬・ねこも家族の一員として終生飼いましょう。

**犬・ねこの習性などを理解して正しく飼いましょう**  
犬やねこのそれぞれの習性や行動をよく知り、十分な運動や清潔さを保ち、ストレスがたまらないようにしましょう。

**生後91日以上の犬の飼い主には、生涯1回の犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています**  
狂犬病は恐ろしい病気で、現在わが国には発生はありません。でも、海外では依然として発生し、多くの尊い人命が失われています。

外国との交流がますます盛んになっています。いつ狂犬病が侵入しないと限りません。

狂犬病予防注射は必ずしましょう。

**問い合わせ先** 環境課 または 各総合支所民生課